

事 務 連 絡

令和 2年 7月 16日

各都道府県トラック協会

専 務 理 事 殿

公益社団法人全日本トラック協会

常務理事 藤 原 利 雄

災害時の支援物資物流に使用する民間物資拠点について

平素より、当協会の業務運営に関し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、災害時の支援物資物流に使用する民間物資拠点リストの拡充を図るため、その位置付けの明確化とともに、その取扱いについて、今般、国土交通省自動車局大臣官房参事官（物流産業）から別添のとおり通知がありましたので、関係傘下会員事業者へ周知いただきますようお願い致します。

なお、国土交通省では、関係業界団体や物流事業者の協力を得て、災害時に活用可能な民間物資拠点のリストアップ化を図っており、今後更なる拡充に努められるよう別添2により運輸局に対して通知しておりますので申し添えます。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 大里

電話：03-3354-1045

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省大臣官房参事官(物流産業)

災害時の支援物資物流に使用する民間物資拠点について

災害時の支援物資物流において必要となる物資拠点（倉庫等の施設）については、国や地方公共団体等、全国各地から送られてくる支援物資を受け入れ、保管や仕分け等を行った上で、二次的物資拠点や避難所に送り出す重要な役割を担っております。

物資拠点には、地方公共団体が管理する展示場など公的施設のほか、営業倉庫など物流事業者等が有する物流施設（以下、「民間物資拠点」という。）がありますが、被災により使用不可能となることも考えられます。

このため、従来より、円滑な支援物資物流を行うため、「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」等において、関係業界団体や物流事業者のご協力を得て、多種多様でより多くの民間物資拠点のリストアップに努めてきたところですが、その位置付け等が必ずしも明確ではなかったことから、関係者のより一層の理解を得て、さらなる民間物資拠点リストの拡充を図るため、今般、その位置づけの明確化を図るとともにその取扱い等について下記のとおり定めたので、機会を捉え、関係傘下事業者への周知等、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 民間物資拠点の位置付け

民間物資拠点は、災害時に地方公共団体が開設する物資輸送拠点の候補となる施設である。サイロや危険品倉庫等、民間物資拠点になじまない施設を除き、多種多様でより多くの民間物資拠点がリストアップされることが望ましい。

ただし、法的拘束力等が生じるものではなく、可能な場合に使用させて頂くこととなる。

2. 民間物資拠点リストの使用目的

災害時に地方公共団体が物資輸送拠点を開設する際、選定の候補となる施設をあらかじめリストアップし、物資輸送拠点が速やかに開設され、支援物資輸送が円滑に行われることに寄与することを目的とする。

リストは国土交通省（地方運輸局等含む。）が管理し、地方公共団体等へ提供するが、一般向けには非公開とする。

<物資輸送拠点選定までの流れ>

- ・災害発生後、被災状況等により、地方運輸局等から被災都道府県（災害対策本部等を含む。）に対し、民間物資拠点の主な施設情報を提供する。
- ・地方運輸局等は、被災都道府県と連携しつつ、必要に応じて、民間物資拠点として使用の可否を確認する。
- ・民間物資拠点の使用可否状況は、必要に応じ、被災都道府県（災害対策本部等を含む。）に情報提供する。（被災都道府県は、自ら管理する公的施設等も含め、物資拠点を選定。）

※・上記はあくまでも基本的な流れであり、被災状況等により大きく変わることがある。

- ・都道府県倉庫協会等、物流業界団体と物資の保管等の協定を締結している都道府県については、予め当該団体と選定調整を行っていることが通例であり、業界団体が仲介するケースもある。

3. 民間物資拠点の要件

民間物資拠点の要件は、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画等における広域物資輸送拠点の施設基準を準用し、以下のとおりとするが、必ずしも全てに適合しなければならないものではない。

- ①新耐震基準に適合した施設である（昭和 56 年 6 月 1 日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）
- ②屋根があること（エアテント等の代替措置によることを含む）
- ③フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
- ④ 12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
- ⑤非常用電源が備えられていること
- ⑥原則として津波浸水地域外にある施設であること
- ⑦避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと

上記基準の全て又は⑥を除く全てに該当する施設は「災害時協力物資拠点（基準適合施設）」、それ以外の施設は「災害時協力物資拠点」と分類することとし、これらを総称して「民間物資拠点」とする。

※南海トラフ地震・首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（具体計画）等で定める「広域物資輸送拠点」の施設基準をベースとして分類。

以上

各地方運輸局交通政策部長
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

(国土交通省) 大臣官房参事官(物流産業)
(公 印 省 略)

災害時の支援物資物流に使用する民間物資拠点について

災害時の支援物資物流において必要となる物資拠点（倉庫等の施設）については、国や地方公共団体等、全国各地から送られてくる支援物資を受け入れ、保管や仕分け等を行った上で、二次的物資拠点や避難所に送り出す重要な役割を担っている。

物資拠点には、地方公共団体が管理する展示場など公的施設のほか、営業倉庫など物流事業者等が有する物流施設（以下、「民間物資拠点」という。）があるが、被災により使用不可能となることも考えられる。

このため、従来より、円滑な支援物資物流を行うため、「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」等において、関係業界団体や物流事業者の協力を得て、多種多様でより多くの民間物資拠点のリストアップに努めて頂いているところであるが、その位置付け等が必ずしも明確ではなかったことから、関係者のより一層の理解を得て、さらなる民間物資拠点リストの拡充を図るため、今般、その位置付けの明確化を図るとともにその取扱い等について下記のとおり定めたので、引き続き、民間物資拠点リストの拡充に努められたい。

なお、下記については、（一社）日本倉庫協会、（一社）日本冷蔵倉庫協会、全国トラックターミナル協会及び（公社）全日本トラック協会あて文書を発出したので、了知されたい。

記

1. 民間物資拠点の位置付け

民間物資拠点は、災害時に地方公共団体が開設する物資輸送拠点の候補となる施設である。サイロや危険品倉庫等、民間物資拠点になじまない施設を除き、多種多様でより多くの民間物資拠点がリストアップされることが望ましい。

ただし、法的拘束力等が生じるものではなく、可能な場合に使用させて頂くこととなる。

2. 民間物資拠点リストの使用目的

災害時に地方公共団体が物資輸送拠点を開設する際、選定の候補となる施設をあらかじめリストアップし、物資輸送拠点が速やかに開設され、支援物資輸送が円滑に行われることに寄与することを目的とする。

リストは国土交通省（地方運輸局等含む。）が管理し、地方公共団体等へ提供するが、一般向けには非公開とする。

<物資輸送拠点選定までの流れ>

- ・ 災害発生後、被災状況等により、地方運輸局等から被災都道府県（災害対策本部等を含む。）に対し、民間物資拠点の主な施設情報を提供する。
- ・ 地方運輸局等は、被災都道府県と連携しつつ、必要に応じて、民間物資拠点として使用の可否を確認する。
- ・ 民間物資拠点の使用可否状況は、必要に応じ、被災都道府県（災害対策本部等を含む。）に情報提供する。（被災都道府県は、自ら管理する公的施設等も含め、物資拠点を選定。）

※・上記はあくまでも基本的な流れであり、被災状況等により大きく変わることがある。

- ・ 都道府県倉庫協会等、物流業界団体と物資の保管等の協定を締結している都道府県については、予め当該団体と選定調整を行っていることが通例であり、業界団体が仲介するケースもある。

3. 民間物資拠点の要件

民間物資拠点の要件は、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画等における広域物資輸送拠点の施設基準を準用し、以下のとおりとするが、必ずしも全てに適合しなければならないものではない。

- ①新耐震基準に適合した施設である（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）
- ②屋根があること（エアテント等の代替措置によることを含む）
- ③フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
- ④12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
- ⑤非常用電源が備えられていること
- ⑥原則として津波浸水地域外にある施設であること
- ⑦避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと

上記基準の全て又は⑥を除く全てに該当する施設は「災害時協力物資拠点（基準適合施設）」、それ以外の施設は「災害時協力物資拠点」と分類することとし、これらを総称して「民間物資拠点」とする。

※南海トラフ地震・首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（具体計画）等で定める「広域物資輸送拠点」の施設基準をベースとして分類。

4. 民間物資拠点リストアップの通知と掲示

- ・民間物資拠点にリストアップした施設については、別紙のとおり、その保有者である民間事業者等へ通知することとし、合わせて別添留意事項も十分に周知すること。

なお、通知については、本通達日以降、新たにリストアップされた民間事業者（施設）等に対して行うこととするが、既にリストアップされている民間事業者等についても、順次行うこととする。

- ・民間事業者等の任意により、HP等一般向け、民間物資拠点としてリストアップされた（されている）旨の掲示等を行う場合は、上記3. で示した分類名も積極的に明示頂くよう適宜周知されたい。

以上

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇 あて

国土交通省〇〇運輸局
交通政策部長〇〇
内閣府沖縄総合事務局
運輸部長〇〇

災害時の民間物資拠点へのリストアップについて（通知）

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

国土交通省においては、災害時の被災者（避難所等）への円滑な支援物資物流の実現に向け、支援物資物流において必要な物資拠点（倉庫等の民間施設）について、物流関係業界団体や物流事業者等、民間事業者等の皆様のご協力を得て、民間施設を使用させて頂く物資拠点（いわゆる民間物資拠点）のリストアップに努めているところです。

今般、当省の趣旨にご賛同頂きました御社の下記施設につきましては、民間物資拠点としてリストアップさせて頂きましたので、別添留意事項もあわせ、お知らせ致します。

この度のリストアップへのご協力に深く感謝申し上げますと共に、今後、災害が発生した場合、可能な限りご協力頂きますよう改めてお願い申し上げます。

記

拠 点 名：〇〇株式会社 〇〇倉庫
分 類 名：災害時協力物資拠点（基準適合施設）又は災害時協力物資拠点
施 設 名：第〇号棟
所 在 地：〇〇県〇〇市〇〇番地

民間物資拠点へのリストアップのご協力ありがとうございます。

民間物資拠点リストアップに係る留意事項

リストアップ頂いた民間物資拠点については、災害発生後、地方公共団体（基本的には都道府県）が支援物資物流に必要な物資拠点を設置するにあたり、その選定候補となるものです。

1. 物資拠点選定までの流れ

- 災害発生後、被災状況等により、地方運輸局等から被災都道府県に対し、予め頂いている民間物資拠点の主な施設情報を提供します。
 - 地方運輸局等は、被災都道府県と連携しつつ、必要に応じて、民間事業者の皆様あて、民間物資拠点として使用可能の可否について照会させていただきます。
 - 皆様から頂いた可否状況は、被災都道府県や県災害対策本部等に情報提供し、被災都道府県は、自ら管理する公的施設等も含め、物資拠点を選定します。
 - 選定にあたり、被災都道府県または地方運輸局等より、施設の詳細な状況確認のため、当該施設の事業者様あてご連絡させていただきます。
 - 物資拠点を選定
- ※ 1 上記はあくまでも基本的な流れですので、被災状況等により大きく変わることがあります。
- ※ 2 倉庫協会等、物流業界団体と物資の保管等の協定を締結している都道府県については、予め当該団体と選定調整を行っていることが通例のため、業界団体が仲介するケースもありえます。

2. その他一般事項

○リストアップ頂いた物資拠点（施設）については、国土交通省（主に地方運輸局等）において管理し、一般向けには公開致しません。

○各民間事業者等の皆様の任意により、物資拠点（施設）がリストアップされた（されている）旨、HP等一般向けに掲示等を行う場合は、下記の分類（名称）も積極的に明示ください。以下、注意事項をご確認ください。

なお、通知文書に記載させて頂いておりますが、リストアップ頂いた拠点（施設）については、以下の定義に基づき、分類させて頂いております。

	分類（名称）	定義
民間物資拠点	災害時協力物資拠点 （基準適合施設）	以下施設基準のうち、①～⑦（⑥を除く）条件を満たす物資拠点（施設）
	災害時協力物資拠点	上記「災害時協力物資拠点（基準適合施設）」以外の物資拠点（施設）

施設基準

- ①新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む）。
- ②屋根があること（エアテント等の代替措置によることを含む）。
- ③フォークリフトを利用できるように床の強度が十分であること。
- ④12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること。
- ⑤非常用電源が備えられていること。
- ⑥原則として津波浸水地域外にある施設であること。
- ⑦避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと。

【注意事項】

HP等、一般向け掲示を行われる際の注意点として、災害発生時に、一般の方などから多数の義捐物資が送られてきてしまうといった恐れもありますので、掲示等にあたっては、予め掲示内容等、十分にご検討された上で、ご対応頂きますようお願い致します。

ご不明点等ございましたら、以下までご連絡下さいますようお願い致します。

[○○運輸局 ○○部 ○○課 担当：○○]
[TEL：○○○○、e-mail：○○○○]